

令和 6 年 9 月 3 日

第 3 回江津市議会定例会

議

案



同意第 6 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を江津市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 佐 々 木 勝 二

生年月日

同意第 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 山 縣 雄 二

生年月日

住 所

氏 名 濱 岡 律 子

生年月日

住 所

氏 名 服 部 恭 子

生年月日

報告第 7 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 3 1 日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	
令和 6 年 7 月 12 日	江津市 嘉久志町 (市道嘉久志 神村線)	走行中、市道上の舗装剥離 に落ち、左前輪がパンクした。	3, 542 円

報告第 8 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 2 日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	
令和 6 年 6 月 18 日	江津市 桜江町田津 （市道川戸渡 田線）	離合のため停車中、車両左側 面部に落石が接触し車両を破 損した。	83,094 円

報告第 9 号

令和 5 年度島根県江津市一般会計継続費精算の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、
別紙令和 5 年度島根県江津市一般会計継続費精算報告書のとおり精算したので報告
する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

令和 5 年度島根県江津市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
土木費	都市計画費	都市再生整備計画事業	令和４年度	円 123,199,000	円 49,568,000	円 0	円 0	円 73,631,000	円 123,198,620	円 49,568,000	円 0	円 0	円 73,630,620	円 380	円 0	円 0	円	円 380
			令和５年度	315,429,000	110,543,000	0	0	204,886,000	308,837,240	106,500,000	0	137,422,000	64,915,240	6,591,760	4,043,000	0	△ 137,422,000	139,970,760
			計	438,628,000	160,111,000	0	0	278,517,000	432,035,860	156,068,000	0	137,422,000	138,545,860	6,592,140	4,043,000	0	△ 137,422,000	139,971,140

承認第 5 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 1 9 日

江津市長 中 村 中

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるものとする。

議案第 37 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

記

- 1 契約の目的 江津市乾燥調製施設整備工事
- 2 契約の方法 簡易型一般競争入札
- 3 契約金額 204,600,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,600,000 円
- 4 契約の相手方 江津土建株式会社
代表者 江津市江津町 1333 番地
江津土建株式会社
代表取締役 川本 匡志

議案第 38 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

記

- 1 契約の目的 江津市乾燥調製施設機械器具設置工事
- 2 契約の方法 簡易型一般競争入札
- 3 契約金額 316,800,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 28,800,000 円
- 4 契約の相手方 株式会社 サタケ
代表者 広島県東広島市西条西本町 2 番 30 号
株式会社 サタケ
代表取締役 松本 和久

議案第 39 号

江津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正
する条例制定について

別紙のとおり、江津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

江津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年江津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の」を「情報通信技術を活用した行政の推進について、」に、「行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の」を「手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の」に、「図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資すること」を「図り、もって、市民生活の向上に寄与すること」に改める。

第2条第1号中「条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）」を「市の条例及び規則等（市の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程をいう。以下同じ。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとなる事務について規定している島根県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員事務局、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及びこれらに置かれる機関

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第6号から第9号までの規定中「実施機関」を「市の機関等」に改める。

第3条第1項中「実施機関」を「市の機関等」に、「書面等により」を「書面等

において」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、「して」を「する方法により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「書面等」を「方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の実施機関」を「当該申請等を受ける市の機関等」に、「実施機関」を「市の機関等」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条においても同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあ

るのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「実施機関」を「市の機関等」に、「規定により」を「規定において」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「（実施機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「して」を「する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

第4条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

第4条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の

規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「実施機関」を「市の機関等」に、「規定により」を「規定において」に、「として」を「が規定されて」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の電子情報処理組織に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定において行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

第6条第1項中「実施機関」を「市の機関等」に、「規定により」を「規定において」に、「として」を「が規定されて」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

同条第3項中「第1項の場合において、実施機関は、」を「市の機関等は、作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第9条とする。

第7条中「少なくとも毎年度1回、実施機関」を「市の機関等」に、「して」を「する方法により」に、「の技術の利用」を「を活用した行政の推進」に改め、「方法により」の次に「随時」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものに

より、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

(江津市行政手続条例の一部改正)

- 2 江津市行政手続条例（平成 8 年江津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第 3 項第 2 号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議案第 40 号

江津市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

江津市福祉医療費助成条例（昭和48年江津市条例第549号）の一部を次のように改正する。

第7条中「医療保険証等とともに」を「、社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 4 1 号

江津市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

江津市子ども医療費助成条例（昭和48年江津市条例第571号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「満6歳」を「満18歳」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「満6歳」を「満18歳」に改め、同号を同項第2号とする。

第3条第1項第2号を削り、同項第3号中「前条第1項第3号」を「前条第1項第2号」に改め、「。」を削り、同号ただし書を削り、同号を同項第2号とする。

第4条第1項中「又は第2号」を削り、同条第2項を削る。

第5条中「又は第2号」を削り、「に定める被保険者証とともに」を「の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める。

第6条第1項中「又は第2号」を削り、同条第2項中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第2号」に改める。

第10条中「又は第2号」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定中「に定める被保険者証とともに」を「の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改める部分の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江津市子ども医療費助成条例（以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。）の規定は、令和7年4月1日以後に受ける療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の子ども医療費助成条例の規定による受給資格証の交付に必要な準備行為は、令和7年4月1日前においても行うことができる。

議案第 4 2 号

江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

江津市国民健康保険条例（昭和 34 年江津市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「6 月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）」を加える。

第 29 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 22 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 4 3 号

江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市手数料条例の一部を改正する条例

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号の表中「もなされる」を「みなされる」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 4 4 号

江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例

江津市営住宅管理条例（平成 9 年江津市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中嘉戸団地及び鹿賀団地の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

江津市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

江津市水道事業給水条例（平成10年江津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第38条第2項ただし書及び第41条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江津市水道事業給水条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案第 4 6 号

島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することに関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

島根県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年県指令市町村第 647 号）の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務	別表第 1（第 4 条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 47 号

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 3 号）を定めることに
ついて

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 48 号

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を、別冊
のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 49 号

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)
を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)を、
別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 5 0 号

令和 6 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を、
別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 5 1 号

令和 6 年度島根県江津市水道事業会計補正予算（第 1 号）を定める

ことについて

令和 6 年度島根県江津市水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 5 2 号

令和 6 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を定める
ことについて

令和 6 年度島根県江津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 1 号

令和 5 年度島根県江津市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度島根県江津市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 2 号

令和 5 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 3 号

令和 5 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 4 号

令和 5 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 5 号

令和 5 年度島根県江津市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度島根県江津市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

認定第 6 号

令和 5 年度島根県江津市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度島根県江津市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

江津市長 中 村 中